

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

静岡市社会福祉協議会では、ワーク・ライフ・バランスの考えを大切にし、職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を定める。

1. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業を取りやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

<具体策>

平成27年4月～

- ①育児休業中の職員の処遇及び復帰後の労働条件について、分かりやすく職員に周知を図る。
- ②育児休業終了前に上司との面談の実施を制度化し、職場復帰に向け、復帰後の業務や働き方について話し合う機会を設ける。

**目標2 計画期間内に、男性職員の育児休業取得状況を次の水準以上にする。
計画期間内に1人以上取得する。**

<具体策>

平成27年4月～

配偶者が出産した職員に対し、両立支援制度について通知し、育児休業の取得を促す。

上記項目に留まらず、必要に応じて仕事と家庭の両立支援並びに雇用環境の整備につながる施策の検討・実施を積極的に行っていく。